

平成 30 年度固定資産課税関係帳簿の縦覧・閲覧について

【縦覧について】

納税者が所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを、土地・家屋縦覧帳簿に記載されている他の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

1. 縦覧期間 平成 30 年 4 月 2 日（月）から平成 30 年 5 月 31 日（木）まで
（土・日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
2. 縦覧場所 出雲崎町役場 町民課 税務係
3. 縦覧できる方 固定資産税の納税者
4. 必要なもの

対象者本人の場合：運転免許証や保険証などの身分証明書

代理の場合：本人の記名・押印のある委任状と代理人の運転免許証などの身分証明書

※手数料は無料です。

5. 縦覧帳簿の記載事項

土地・・・ 所在、地番、地目、地積、価格

家屋・・・ 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格



【閲覧について】

納税義務者等が固定資産課税台帳に記載されている町内全ての固定資産の内容を確認できる制度です。

また、借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

納税通知書と一緒に「課税明細書」をお送りしますので、課税明細書でも課税台帳に記載されている内容を確認することができます。

1. 閲覧期間 平成 30 年 4 月 2 日（月）から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで
（土・日・祝日・年末年始の休業日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
2. 閲覧場所 出雲崎町役場 町民課 税務係
3. 閲覧できる方 固定資産税の納税義務者、納税管理人、借地借家人等
4. 必要なもの

納税義務者又は納税管理人の場合：運転免許証や保険証などの身分証明書

代理人の場合：本人の記名・押印のある委任状と代理人の運転免許証などの身分証明書

借地人・借家人の場合：賃貸借契約書等と借地人借家人の運転免許証などの身分証明書

※閲覧手数料は有料（1 件 300 円）です。ただし、縦覧期間中に限り、納税義務者が本人資産を閲覧する場合は無料です。